

みやぎ税務会計事務所通信

《 2018 年 7 月 》



税務の話題

平成 30 年分の所得税から！
「配偶者控除」と「配偶者特別控除」が改正されています。

平成 30 年...2018 年.....はい、今年です。

今年の所得税から、「配偶者控除」と「配偶者特別控除」の適用要件等が変更されます。

法人の方は年末調整、個人事業の方は来年 3 月の確定申告で計算する所得税額に関わってまいります。

今年もあっという間に半分が過ぎたところですが、改めて、確認をしてみたいと思います。

配偶者控除 昨年までは“一律 38 万円”だったけれど…

配偶者の合計所得金額が 38 万円(お給与収入のみの場合は 103 万円)以下の場合、居住者(本人)の合計所得金額により、段階的に減少することになります。

合計所得金額	給与のみの場合の年収	控除額
900 万円以下	1,120 万円以下	38 万円
900 万円超 950 万円以下	1,120 万円超 1,170 万円以下	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下	1,170 万円超 1,220 万円以下	13 万円
1,000 万円超	1,220 万円超	適用なし

配偶者特別控除

配偶者の年収 150 万円までは、配偶者控除と同額が控除されます！

昨年までは、配偶者の合計所得金額が 38 万円(お給与収入のみの場合は年収 103 万円)を超えると、控除額が段階的に減額されていました。いわゆる「103 万円の壁」と言われていたところでした。

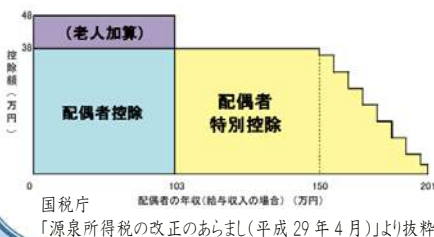
この「壁」が、合計所得金額 85 万円(お給与収入のみの場合は年収 150 万円)まで広がっています。

ただし、ご注意くださいところは、150 万円までは配偶者特別控除の対象となりますが、配偶者ご本人には所得税や住民税が課されることとなりますし、お勤め先によっては社会保険の加入対象となることも考えられます。

「収入が増えても手取りが減る!？」と、メディアでも取り上げられていました。

なお、この配偶者特別控除も、上記の配偶者控除と同様、居住者(本人)の合計所得金額により、段階的に減額されます。

働き方の多様化等により、所得税については今後も改正が続くと思われます。様々な条件が絡む問題ではありますが、きちんと考えていきたいところですね。



従業員採用に向けて…

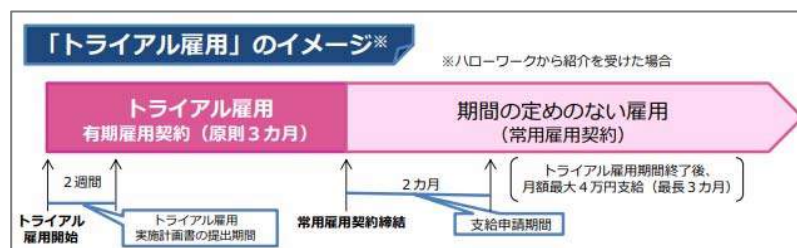
「トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)」

制度のご紹介

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則 3 ヶ月間の試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけやミスマッチを防ぐことを目的とした制度です。

《助成金の支給額》

月額 最大 4 万円
(トライアル雇用期間終了後
最長 3 ヶ月)



厚生労働省「トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)のご案内」より抜粋

ただし、この制度により雇用する対象者及び対象事業主には要件が定められております。ご検討される際には、詳細のご確認をお願いいたします。(必要に応じ、社会保険労務士のご紹介いたします。)

今月も裏面あります！

記念すべき!?
お客さまのご紹介
第 1 回めです。

